

国税通則法施行規則第十五条第一項に規定する国税庁長官が定める書類を定める件の一部を改正する件

○国税庁告示第十七号

国税通則法施行規則第十五条第一項に規定する国税庁長官が定める書類を定める件（平成二十八年国税庁告示第七号）の一部を次のように改正し、令和五年四月一日から適用する。ただし、第五号の二を加える改正規定及び第八十二号を削る改正規定は、同年十月一日から適用する。

令和五年三月三十一日

国税庁長官 阪田 渉

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げる二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
[一～四 略]	[同左]
四の二 <u>所得税法施行令第二百六十六条の二第七項の規定により提出する書類</u>	四の二 <u>所得税法施行令第二百六十六条の二第五項の規定により提出する書類</u>
四の三 <u>所得税法施行令第二百六十六条の三第十五項の規定により提出する書類</u>	四の三 <u>所得税法施行令第二百六十六条の三第十二項の規定により提出する書類</u>
[略]	[同左]
<u>五の二 消費税法（昭和六十三年法律第百八号）第五十七条の六第二項の規定により提出する届出書</u>	[新設]
[略]	[同左]
七十三の二 <u>租税特別措置法施行規則第十三条の三第十三項の規定により提出する書類</u>	七十三の二 <u>租税特別措置法施行規則第十三条の三第十四項の規定により提出する書類</u>
[略]	[同左]
<u>八十の二 所得税法等の一部を改正する法律（令和五年法律第三号）附則第五十四条第七項の規定により提出する届出書</u>	[新設]
<u>八十の三 所得税法等の一部を改正する法律（令和五年法律第三号）附則第五十四条第八項の規定により提出する届出書</u>	[新設]

[略]  [削除]	[同左]  <u>八十二 所得税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第九号）附則第三十九条第十一項の規定により提出する届出書</u>
備考 表中の[ ]の記載は注記である。	